

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	敷地分割事業における敷地分割組合設立の認可
概 要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションにおいて敷地分割を円滑に進めるため、具体的な敷地分割の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、敷地分割事業に係る敷地分割組合の設立手続を定めており、敷地分割組合を設立しようとする者は、定款及び事業計画を定め、市長の認可を受けて組合を設立することができるとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第168条第1項 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第78条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第79条第1項
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （認可の基準） 第七十一条 都道府県知事等は、第六十八条第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。 二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。 三 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。 四 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。 五 事業実施期間が適切なものであること。 六 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 七 その他基本方針に照らして適切なものであること。
標準処理期間	おおむね60日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	敷地分割事業の進捗に応じて随時
提出方法	認可申請書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備 考	